

佐八酒消組監第14号
令和4年8月30日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 西田 三十五 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
監査委員 浅羽 芳明
監査委員 御園生 浩士

令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第1 審査対象

- 1 令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
 - (1) 一般会計歳入歳出決算書
 - (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

令和4年8月25日（木）

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているため本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正なものとして認めます。

2 要望事項

審査に関し特に指摘する点はありませんでした。

要望として、消防署等の勤務体系は不規則であることや、近年発生している大規模自然災害等への対応、収束の見えない新型コロナウイルス

感染症への活動等を考慮しますと、職員のストレスケア及び健康管理面について重点を置いていただくと共に、併せて勤務環境面につきましては、計画的な整備に努めるようお願いいたします。更に新型コロナウイルス感染症に対し、職員の健康管理の徹底、感染防止資器材の確保、各署所での感染防止対策の徹底、職員の発症等による人員減少への備えなど、必要な業務を継続できる体制の確保並びに適宜必要な措置を検討するなど、引き続き万全な対策を確立されるようお願いいたします。

職員の大量退職時期を迎えることや定年延長が始まる中でありますので、消防職員の職務能力を総合的に高められるよう、適正な人員配置及び効果的な人材育成を講じ、消防行政サービスの強化拡充が図れる組織づくりに積極的に取り組んでいくよう要望します。